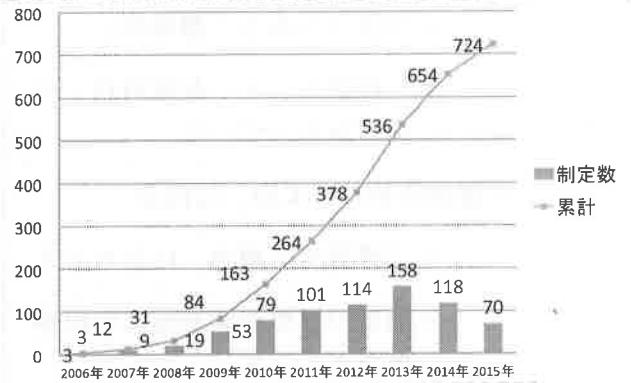


自画像としての議会基本条例

龍谷大学 土山希美枝

議会基本条例の急速な広がり

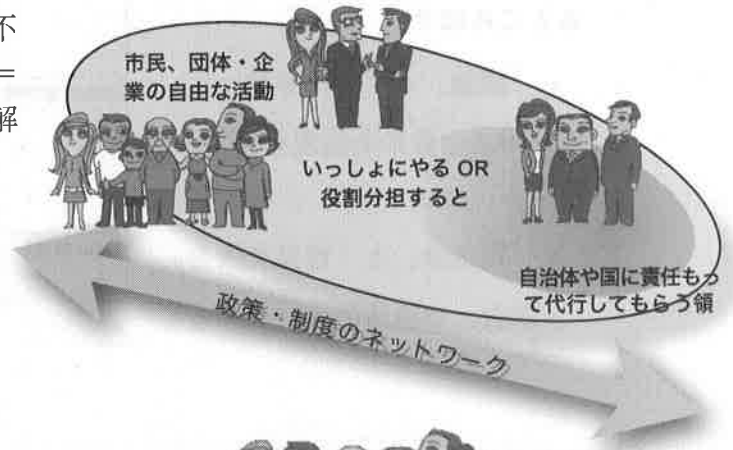
- 2006年から10年で724団体（2000年に最初に策定された自治基本条例は300弱）
- 「なぜ、それが必要なの？」と言われないのはなぜか
- 「見えない議会」は見えるようになるか



資料：長野基氏、市民と議員の条例づくり交流会議2016報告より

自治体には何が求められ、議会には何が求められるか

- なぜ、自治体は必要なの？
 - 市民から預かった資源で、市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備する（＝市民が対応を必要不可欠とする課題の解決にとりくむ）
 - ただし、「何が必要不可欠か」「どうしたらその課題が解決するか」という問いには正解がない
 - 課題は無限、資源は有限
 - 正解がないけれど、やらないわけにはいかないので、「自分たちなりの答えを「決める」」しかない
- 市民からみて、
 - ①必要な〈政策・制度〉が整備されていて、
 - ②その〈政策・制度〉が地域の課題に効果を発揮していること



なぜ、議会は必要なの？

- 議会は何をしているか
 - 行政＝執行部は「する」のが仕事。では、議会は？
 - 行政が「するべきことをしているか」監査し、「どうしたらいいか」政策提案し、必要なことを「議論して決める」
- 議会は「するべきことをしている」か？
 - 「議論して決める」を阻む「行政は間違わない」幻想
 - 議会は間違わないのか？＝「間違う」ときと「結果として間違った」とき

議会は何をするつもりなの？

- 自画像としての議会基本条例
 - できつつある「標準形」
 - 「枠組み」と「改革項目」の両方が入っている
- 議会改革の「本筋」は何か
 - 「議論する議会」になること
 - 議会の意思形成過程に市民参加をえること。
 - その基本となる情報公開を進めること。
- 全国の議会が「苦手」としているところでは？
 - 「議論」と「市民参加」
- 瀬戸市議会着本条例案を見てみると...
 - 「報告会」と「意見交換会」
 - 議会、自治体のオーナーとしての市民

2015年に制定された議会基本条例（70条例）のポイント

資料：長野基氏、市民と議員の条例づくり交流会議2016報告

			2015年制定(70議会)		
			規定あり	割合	
改革基本項目	市民参加	参考人・公聴会	54	77.1%	
		陳情・請願の位置づけ	34	48.6%	
		請願者の説明機会	49	70.0%	
		住民・NPO等との意見交換の場	56	80.0%	
		議会報告会	46	65.7%	
	議員討議	議員間討議	69	98.6%	
		一問一答	51	72.9%	
		反問権	59	84.3%	
	情報公開	委員会の原則公開	51	72.9%	
		全ての会議の原則公開	33	47.1%	
個別議員の賛否公開		30	42.9%		
議会の権能	政策審議	具体的な政策情報の提示	52	74.3%	
		文書質問	8	11.4%	
		政策検討組織(※除 全員協議会)	17	24.3%	
	議会権限	議決責任	19	27.1%	
		議決事件の追加	42	60.0%	
議会の専門性	補佐機構	付属・調査機関	18	25.7%	
		専門的知見の活用(地方自治法100条の2)	18	25.7%	
		議会事務局機能拡充	63	90.0%	
	研修	議会による研修	60	85.7%	
		評価・見直し	議会改革推進組織	11	15.7%
			基本条例評価・見直し	70	100.0%

市民はどうすればいいの？

- (政策・制度)を暮らしの基盤とする「当事者」
 - 自治体・国の「オーナー」(主権者)としての市民
 - いい議会、いい行政が、いい〈政策・制度〉を進めてくれないと、困る
 - 「いい」ってなに？ 市民どうしでも対立する利害
 - 「その時」には「声を出す」こと
 - 「政府は市民の鏡(←誤字ではありません)」でしかない
- 政策・制度の「利用者(ユーザー)」、「社会のメンバー」